

一人ひとりのニーズに合ったサービス、
地域で安心して暮らせる社会の実現に向けて

障がいのある方の 地域生活支援事業が変わります!

市では障がいのある方に、
相談支援事業・コミュニケーション支援事業・地域活動支援事
業などの「地域生活支援事業」を実施しています。

障害者自立支援法の一部
改正により、4月から、こ
れらの地域生活支援事業に
「成年後見制度利用支援事
業」が新たに追加となりま
した。

また、市保健福祉セン
ター内に「基幹相談支援セ
ンター」を開設しました。
事業」を実施しています。

●「成年後見制度利用支援
事業」とは?

知的障がいや精神障がい
があるなど、自分で判断
することが難しい人が、
財産の取引や福祉サービ
スの利用など、各種手続
きや契約が必要なときに、
本人に代わってその権利
や財産を守る制度です。

本市では、申し立てをす
る親族がないなど、必
要がある場合に、市長が

市では相談支援の強化を
目的に、4月より基幹相
談支援センターを保健福
祉センター2階に開設し
ました。

●「基幹相談支援センター」
が開設!



申し立てをし、その申し
立て費用に対する支援を
します。地域における相談支援の
中核的な役割を果たす窓
口となっています。どうぞ、お気軽にご利用
ください。

問い合わせ

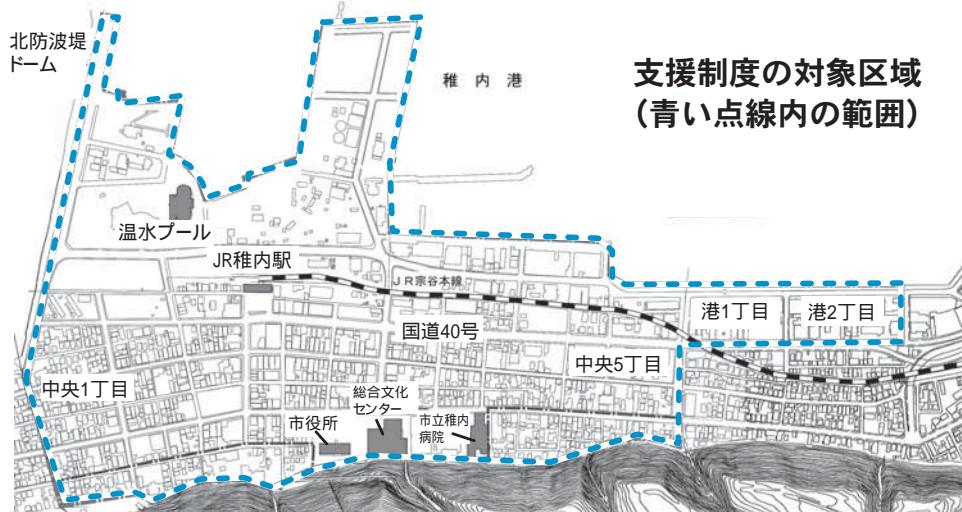
- 市社会福祉課 ☎ 23-6453
- 基幹相談支援センター ☎ 23-6550

これを機に、市では中心
市街地に、更なる賑わいを
創出させることを目的に、
空き店舗を利用して起業す
る方を対象とした「中心市
街地活性化起業化支援制
度」を創設しました。

今春、中心市街地は、新
たに稚内の顔となる「稚内
ラ」をはじめとする稚内駅
周辺整備事業が完了し、多
くの人の交流が生まれる地
域になり変わろうとしてい
ます。

- まれる方
- 市民であり、
市税を滞納し
ていない方
- 業種としては
卸売業・小売
業・サービス
業・飲食業・
教育・学習支
援業等

支援制度の対象区域 (青い点線内の範囲)



「中心市街地活性化起業化支援制度」 をご利用ください

賑わいのある「稚内の顔」へ!

障がいのある方の生活や
就労支援の場、社会参加促
進の場である稚内市地域活
動支援センターが4月から、
宝来に開設されました。

稚内市地域活動支援セン
ター「さろん きずな」で
は、趣味などの創作活動を
はじめ、パソコン・読書な

『さろん きずな』が 開設しました!

障がいのある方の生活や
就労支援の場、社会参加促
進の場である稚内市地域活
動支援センターが4月から、
宝来に開設されました。

稚内市地域活動支援セン
ター「さろん きずな」で
は、趣味などの創作活動を
はじめ、パソコン・読書な

●利用には申し込み手続き
が必要となります。

開設時間／月～金曜日、10
21号（旧ホクユウ）
・市社会福祉課 ☎ 23-6453
・さろん きずな ☎ 73-6577



●制度内容

対象区域

稚内市中心市街地活性化
基本計画に定める区域
(港2丁目～中央1丁目)

※下記の地図参照

- 対象者／
方
- 中心市街地に空き店舗を
利用し、新たに起業する

対象経費

- 家賃支援は12か月
(上限月5万円)
- 設備助成：初期設備工事
の30%以内(上限50万円)

- 他地区で起業しているが、
新たに中心市街地で事業
拡大を行う方、または別
の業種で出店する方
- 事業継続が3年以上見込

●相談・申請手続き

- 株式会社まちづくり稚内
(キタカラ内)が、窓口と
なり、起業相談並びに申

請手続きを行います。
支援制度に興味をお持ち
の方は、お気軽にご相談
ください。

問い合わせ

株式会社まちづくり稚内
(キタカラ1階)
☎ 29-0277